

新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針

【運営方針の目的】

地震や大雨などによる自然災害が発生したとき、市では、必要に応じて指定避難所を開設することになっています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の脅威が継続する中、避難所に避難者が集まることで「密閉・密集・密接」の状況が生じることが懸念されています。

このため、現在、市で作成している避難所運営マニュアルに加え、この運営方針を活用することで、避難所における感染症対策の徹底を図ろうとするものです。

【基本的な考え方】

- ① 避難所の過密状態防止
- ② 避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底
- ③ 避難所スペース及び新たな避難所の確保
- ④ 避難者自身の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力
- ⑤ 感染が疑われる避難者への適切な対応

【対策の方法】

I 避難所の過密状態防止

- ア 自宅での安全確保ができる場合の在宅避難又は安全が確保できる親戚や知人宅等への避難について検討するよう周知する。
- イ 指定避難所等の所在地、自宅からの経路等を確認するとともに、適切な避難所を複数確認するよう周知する。
- ウ 自治会や自主防災組織等に、集会施設などを地域の避難所として活用することについて協力を求め、その際は、指定避難所同様に感染症予防や感染拡大防止に努めるよう周知する。
- エ 車中泊等によるエコノミークラス症候群を予防するため、避難所内の掲示板等による注意喚起を行う。

II 避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底

- ア 避難所内（入口、掲示板、洗面所及びトイレ等）に厚生労働省等作成の手指衛生、咳エチケット及び3密回避などを呼びかけるポスター等を掲示する。
- イ 避難所内の十分な換気（1時間に2回程度）に努める。
- ウ 避難者の居住スペースについては、避難者（個人又は家族）同士の間隔を2m程度確保することに努める。
- エ 避難所内は内履きと外履き（土足）エリアに区分する（生活区域は内履き）。

- オ 避難所受付時に体調を確認するとともに、避難中も避難者自身が「健康管理チェックリスト」により健康管理するよう周知する。
- カ アルコール消毒液を避難所の出入口、トイレ周辺スペース等に設置し、入館時及びトイレ利用時などには必ず手指の消毒を行うよう徹底する。

III 避難所スペース及び新たな避難所の確保

- ア 発災時には、可能な範囲で多くの指定避難所を開設する。
- イ 学校における教室の活用等、避難所として使用できるスペースを最大限拡大するよう努める。
- ウ 災害時協力協定の締結先に対し、一時的な避難所としての施設等の提供を協議する。

IV 避難者自身の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力

- ア 避難の際には、感染防止や健康状態の確認のため、食料、飲料水等の他、マスク、消毒液、体温計、清潔品（タオル、歯ブラシ）等を携行すること。
- イ こまめな手洗い（特に、外から帰ってきた時、食事前、トイレ使用后等）に努めること。
- ウ 原則マスクを着用する。マスクがない場合は、ティッシュやハンカチで口と鼻を覆う。また、咄嗟の咳が出るときは、袖や上着の内側で覆うこと。
- エ 向かい合わせではなく、背を向けて座る等の感染予防等措置に努めること。
- オ 熱やのどの痛み、長引く咳がある、又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、速やかに避難所運営スタッフに報告すること。

V 感染が疑われる避難者への適切な対応

- ア 感染が疑われる者が避難してきた場合や、避難者に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者を隔離したうえ、専門機関（保健所等）に連絡し、指示を受ける。
- イ やむを得ず、一時的に避難所内に待機させる場合において、専用スペースを確保できない場合であっても、可能な限りパーテーションで区切る等の工夫をする。